

リース会社からコイン精米機を借り受けてショッピングセンターなどに設置していた申立人について、設置場所が警戒区域に指定されて、リース契約の解約に伴い支払わざるを得なかった規定損害金相当額が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人株式会社X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

以下のコイン精米機4台にかかるリース解約による規定損害金

	合計	11,769,954円
① 契約No. 〇〇/資産番号〇〇		1,718,934円
② 契約No. 〇〇/資産番号〇〇		2,809,800円
③ 契約No. 〇〇/資産番号〇〇		3,620,610円
④ 契約No. 〇〇/資産番号〇〇		3,620,610円

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目に対する和解金として金11,769,954円の支払義務のあることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年1月18日

(仲介委員 渡部 晃)